

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案新旧対照条文

目次

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）	．．．．．	1
○ 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）（附則第五条関係）	．．．．．	2
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）（附則第六条関係）	．．．．．	4
○ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（附則第六条関係）	．．．．．	5
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第七条関係）	．．．．．	7

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案新旧対照条文
 ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。		改 正 案	
		法律 略	事 務 略
道州制特別区域 における広域行 政の推進に関す る法律（平成十 八年法律第 号）	第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適 用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理す ることとされている特定事務等	第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す ることとされている事務（費用の負担及び徴収に関す るものを除く。）	第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す ることとされている事務（費用の負担及び徴収に関す るものを除く。）
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。		現 行	
		法律 略	事 務 略
道州制特別区域 における広域行 政の推進に関す る法律（平成十 八年法律第 号）	第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適 用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理す ることとされている特定事務等	第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す ることとされている事務（費用の負担及び徴収に関す るものを除く。）	第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す ることとされている事務（費用の負担及び徴収に関す るものを除く。）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金の交付及び次項第一号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付四〇六（略）</p> <p>3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部について国が負担し、補助し、又は交付金を交付するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（治水勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出と</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び次項第一号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付四〇六（略）</p> <p>3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（治水勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出と</p>

する。

一・二 (略)

三 第一条第二項第三号に規定する事業に係る国の負担金、補助金及び交付金

四〇七 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄治水事業に関する費用及び第一条第二項第四号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するもの、第一条第二項第二号に規定する事業、工事又は事務に関する事務費、同項第三号に規定する事業に係る負担金、補助金及び交付金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

二・三 (略)

する。

一・二 (略)

三 第一条第二項第三号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金

四〇七 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄治水事業に関する費用及び第一条第二項第四号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するもの、第一条第二項第二号に規定する事業、工事又は事務に関する事務費、同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

二・三 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、<u>第百十一條及び第百十一條の二の規定</u> 平成二十四年四月一日</p> <p>（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）</p> <p>第百十一條の二 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二條第二項中、「<u>介護老人保健施設又は介護療養型医療施設</u>」を「<u>介護老人保健施設</u>」に改め、「<u>介護療養型医療施設</u>」を「<u>介護老人保健施設</u>」に改め、同条第三項中、「<u>同条第二十五項</u>」を「<u>又は同条第二十五項</u>」に改め、「<u>又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設</u>」を削る。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條及び第百十一條の規定 平成二十四年四月一日</p> <p>（新設）</p>

○ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生活保護法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を除く。）についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、「介護老人保健施設について」とあるのは「介護老人保健施設（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）について」と、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。</p> <p>3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域に</p>	<p>（生活保護法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設を除く。）についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、「介護療養型医療施設について」とあるのは「介護療養型医療施設（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に限る。）について」と、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。</p> <p>3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域に</p>

においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等（病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設又は同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、当該公告の日には第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

4・5 (略)

においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等（病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）は、当該公告の日には第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

4・5 (略)

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の四（略）</p> <p>三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。</p> <p>四～六十一（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三の四（略）</p> <p>四～六十一（略）</p>